

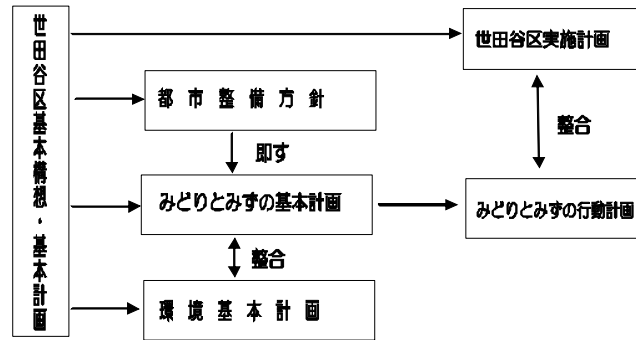
みどりとみずの行動計画(第3期)素案 概要版

1 行動計画の趣旨と位置付け

区では、平成20年度を初年度とする10か年の「みどりとみずの基本計画」を策定し、区制100周年を迎える平成44年までに、みどり率33%の達成を目指す「世田谷みどり33」を掲げ、みどりとみずの環境共生都市世田谷の実現に向けて取り組んでいる。

「みどりとみずの行動計画」は、この基本計画の推進に向けて、区が主体となって取り組む具体的事業を体系的に示すもので、行動計画(第2期)が、平成25年度末で計画期間を満了することから、新たな行動計画(第3期)を策定する。

また、計画期間は、「世田谷区実施計画」との整合を図り、平成26年度から平成29年度までの4か年とする。



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	...
世田谷区基本構想	基本構想(20年間)											
世田谷区基本計画	新たな基本計画(10年間)											
世田谷区実施計画	新たな実施計画											
みどりとみずの基本計画	10年計画											
みどりとみずの行動計画	第1期			第2期			第3期					

2 第1期、第2期行動計画の実績と評価

(1)公園

公園緑地の整備目標を11.2haと設定し、二子玉川公園などについて、計画的に整備を進めるなど公園緑地整備に取り組んだ結果、実績は14.3ha(平成25年度末見込み値)となり、目標を上回った。(達成率128%)

(2)道路

新設道路の緑化面積の増加目標を2.9haと設定し、補助154号線や区画街路8号線など道路緑化の推進やフラワーロードの整備などを進めた結果、実績は3.1ha(平成25年度末見込み値)となり、目標を上回った。(達成率107%)

(3)学校

区立学校における緑化面積の増加目標を2.4haと設定し、烏山北小学校などの校庭芝生化や屋上緑化などを推進した結果、実績は2.8ha(平成25年度末見込み値)となり、目標を上回った。(達成率117%)

(4)公共施設

公共施設における緑化面積の増加目標を1.1haと設定し、池尻複合施設などの公共施設の新設における緑化推進や既存施設の緑化を推進したが、対象施設が少なかったため、実績は0.4ha(平成25年度末見込み値)に留まった。(達成率36%)

(5)民有地

道路沿道の緑化や屋上・壁面緑化等の助成など、民有地緑化の普及啓発を促進した。また、建築行為等に伴う緑化について、みどりの基本条例による緑化指導に加え、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、建築確認との連動による確実な緑化の推進に取り組んだ。

(6)農地

区内農業への関心と理解を深める場として、区民農園等の開園を推進し、農業の振興を図ってきた。また、農地保全方針を策定し、農地を活かしたまちづくりの拠点として都市計画公園・緑地に指定し、農地を長期的に保全していく取り組みを行った。

3 みどりの現状(5年毎に実施する「みどりの資源調査」より)

区分	平成18年(8月)		平成23年(6月)		平成23年 - 平成18年		
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	増減率	
みどり面	樹木地	963.30	16.58%	967.76	16.66%	4.46	0.08%
	草地	289.76	4.99%	230.44	3.97%	-59.32	-1.02%
	農地	131.14	2.26%	113.07	1.95%	-18.07	-0.31%
	屋上緑地	10.22	0.18%	18.08	0.31%	7.86	0.13%
	緑被計(緑被率)	1,394.42	24.01%	1,329.35	22.89%	-65.07	-1.12%
水面	28.71	0.49%	28.11	0.48%	-0.60	-0.01%	
公園内の裸地・構造物	61.66	1.06%	71.36	1.23%	9.70	0.17%	
みどり面計(みどり率)	1,484.79	25.56%	1,428.82	24.60%	-55.97	-0.96%	
その他	4,323.60	74.44%	4,379.58	75.40%	55.98	0.96%	
世田谷区全域面積(ha)	5,808.40						

・みどり33の実現を目指し、緑化地域制度の導入、農地保全方針の策定、公園緑地の整備などを推進しているが、平成23年のみどり率は24.60%で、平成18年に比べ0.96ポイントの減少となった。

・区分内訳を見ると、草地と農地が減少し、樹木地と屋上緑地が増加した。草地と農地の減少は、未利用地の草地であった場所の宅地化や相続による農地の転用で、樹木地や屋上緑地の増加は、樹木の成長と緑化指導等の効果によるものが主な要因と考えられる。

4 第3期行動計画の概要

特徴、位置づけ

原則として、これまでの行動計画を踏襲し、施策を継続する。また、平成30年度からの次期「みどりとみずの基本計画」の策定を見据え、平成29年度のみどり率27.5%の達成を目指し、事業の充実・発展や新規事業の追加を行う。

重点事業 民有地のみどり

民有樹林地保全の推進

- ・保存樹木・樹林地制度による維持管理支援、移植助成制度を活用する。
- ・市民緑地契約により民有樹林地の維持管理を支援するとともに、区民への公開を進める。
- ・特別緑地保全地区を指定し、制度の特性を活かして民有樹林地を永続的に保全する。

農地保全の推進

- ・農業公園を都市計画決定し、農業振興等拠点の整備・管理・運営計画を行う。
- ・「農の風景育成地区」の整備を進める。

宅地の緑化推進

- ・みどりの計画書の対象範囲を250㎡以上から、より広い範囲を対象とするため、150㎡以上とする。
- ・緑化地域制度対象建築物について、工事完了後の維持管理義務を徹底する。
- ・建築等に伴う緑化指導にあわせて、生垣や屋上・壁面緑化などの助成制度の周知を図る。

重点事業 公共のみどり

公共施設緑化の推進

- ・地域のみどり増加の気運を高めモデルとなるよう、区立学校・施設における緑化を推進する。
- ・公共施設に隣接する道路や緑道などと、一体となった樹木・樹林地を育成する。
- ・街路樹を適切に維持管理する。

公園緑地の整備、再生

- ・既存の公園緑地の“質”の向上を目指し、改修・再生させる「公園いきいき事業」を推進する。
- ・安心して歩ける散歩道として改良するため、老朽化した緑道の再整備を行う。

重点事業 みどりの質の向上、普及啓発

生物多様性の確保

- ・公園緑地、樹林地、農地、水辺などのネットワーク化を図り、多様な生物が生息できる空間を創出する。
- ・区民・事業者・学識経験者などとの協働により、(仮)生物多様性地域戦略を策定する。

見えるみどりの確保

- ・身近に感じられるみどりを増やすため、生垣や壁面緑化などを推進する。

みどりに親しみ、みどりを育てる心の醸成

- ・地域活動の輪を広げていくために、落ち葉掃きボランティアや森づくりなどの活動を支援する。